令和6年度

農林漁業機械オペレーター養成研修実施要領

1 目 的

農林漁業機械の大型化、高性能化に対応して、健全な農林漁業経営を推進するためには、農・林・漁業機械の効率的かつ安全な利用が極めて重要となっている。

このため、本研修は、農・林・漁業機械利用者に対して技能の向上並びに 安全知識の習得を目的として実施する。

2 研修の種類

(1) 大型特殊(限定なし) 免許取得

大型特殊自動車の公道走行における基本的な知識、技能の習得と大型特殊自動車免許取得に関する研修を行なう。

(2) けん引(農耕限定)免許取得

農耕用トラクター使用における応用的な知識、技能の習得とけん引(農耕限定)免許取得に関する研修を行なう。

(3) 大型特殊(農耕限定) 免許取得

農耕用トラクターの公道走行における基本的な知識、技能の習得と大型特殊 自動車(農耕限定)免許取得に関する研修を行なう。

3 募集人員

(1)前期	大型特殊(限定なし) けん引(農耕限定) 大型特殊(農耕限定)	10名以内 10名以内 20名以内
(2)中期	大型特殊(農耕限定) 大型特殊(農耕限定)	20名以内 20名以内
(3)後期	大型特殊(限定なし) けん引(農耕限定) 大型特殊(農耕限定)	10名以内 10名以内 20名以内

4 研修実施計画

(1)日程

時期	研修の種類		<u> </u>	研修期間	備考
前期	I	大型特殊 (限定なし)	11日間 コース	5月21日(火)~6月4日(火) ※ 土・日曜日は休講	
			8日間* コース	5月21日(火)~5月24日(金)、 5月30日(木)~6月4日(火)	
		けん引 (農耕限定)	※ 土・日曜日は休講5月21日(火)~6月4日(火)※ 土・日曜日は休講	
	П	大型特殊 (農耕限定)		6月22日(土)、6月23日(日) 6月29日(土)、6月30日(日) (6月24日(月)~7月 2日(火)の平日	
				に受験手続きを実施)	
中期	Ι	大型特殊 (農耕限定)		7月18日(木)~7月23日(火)	
				※ 土・日曜日は休講7月25日(木)~7月30日(火)	
	П	大型特殊 (農耕限定)		※ 土・日曜日は休講	
後期	I	大型特殊 (限定なし)	4 4 M BB	9月30日(月)~10月15日(火)	
			11日間 コース	※ 土・日曜日および祝日は休講	
			8日間 <mark>*</mark> コース	9月30日(月) ~10月3日(木)、 10月9日(水)~10月15日(火)	
				※ 土・日曜日および祝日は休講	
		けん引 (農耕限定)	9月30日(月)~10月15日(火) ※ 土・日曜日および祝日は休講	
	т	大型特殊 (農耕限定)		10月24日(本)~10月29日(火)	
	Π			※ 土・日曜日は休講	

- ※ 大型特殊(限定なし)研修については、前期、後期ともに11日間研修を基本とするが、<u>運転者教育センターにおいて実施される運転技能試験</u>への適応能力が高いと自負する者は、自己責任において<u>8日間コースを選択できる</u>ものとする。
- ※※ 研修終了日の翌日または後日、運転者教育センターにおいて実施される運 転技能試験を受験する。
- ※※※ 各研修期間中、<u>平日の11:45~13:15に運転者教育センターにおいて</u> 実施する受験手続への参加は必須。

(2) 場 所

福井県あわら市井江葭50-8 「ふくい園芸カレッジ」 Tal (0776) 78-7873

(3)受講料

- 大型特殊(限定なし)80,300円(うち消費税 7,300円)
- けん引(農耕限定)80,300円(うち消費税 7,300円)
- 大型特殊(農耕限定) 44,000円(うち消費税 4,000円)

5 研修受講の資格

(1) 大型特殊(限定なし)

福井県内に住所があり、次のア、イ、ウのいずれかに該当する方で、「普通自動車運転免許」を現に有し、下記の条件を満たしていること。

- ア 70才以下*で農林漁業に年間概ね60日以上従事している者。
- イ 新たに農林漁業に従事しようとする**70才以下***の者。
- ウ 農耕用トラクター等大型特殊自動車の利用指導に従事する県、市町 および農林漁業団体等の職員。
- ※ 定員に達しない場合は年齢要件を75歳以下とするので、申込書の提出を受付ける。
 - (条件) 視力が、両眼でO.7以上、且つ、一眼がそれぞれO.3以上。又、一眼の視力がO.3に満たない場合は、他眼の視野が左右150度以上で視力がO.7以上であること。視力が基準に達していない場合は、眼鏡等により矯正すること。

(2) けん引(農耕限定)

前記(1)の要件を満たし、且つ、「大型特殊自動車運転免許」(農耕車限定の大型特殊自動車免許でも可。)を現に有しており、下記の条件を満たしていること。

- (条件) 視力が、両眼で0.8以上、且つ、一眼がそれぞれ0.5以上、さらに、深視力として、三桿(さんかん)法の奥行知覚検査器による3回検査した平均誤差が2センチ以下であること。視力が基準に達していない場合は、眼鏡等により矯正すること。
 - ※ 視力検査に合格しなければ、実技試験は受験できません。

(3) 大型特殊(農耕限定)

前記(1)の要件を満たしていること。

6 研修受講申し込み

前記5に該当する受講希望者は、農林漁業機械オペレーター養成研修受講申込書(別記様式第1号)に県、市町または農林漁業団体長等、いずれかの推薦書(別記様式第2号)を添えて申し込むものとする。

7 研修受講申し込み期限

各研修とも、申し込み期限は令和6年4月16日(火)(必着)とする。定員に満たない場合は、各研修区分とも研修開始の3週前の日で締め切る。

8 受講の決定

- (1) 理事長は、前記6により申し込みのあった者に対して、審査のうえ、 研修の時期、種類ごとに受講決定を通知する。
- (2) 申し込みが定員を超過した場合は、前出「2 研修の種類」 における、(1)大型特殊(限定なし)と(3)大型特殊(農耕限定)、(2)けん引(農耕限定)ごとに抽選を実施する。 なお、法人、生産組織からの受講決定者は、
 - ① (1) 大型特殊(限定なし)と(3) 大型特殊(農耕限定)を合わせて 年度内2名 および
 - ② (2) けん引(農耕限定)で年度内2名を限度とする。

9 申し込みおよび問い合わせ先

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号 公益社団法人 ふくい農林水産支援センター Tel (0776)21-8315 担当 人材・研修支援課 三谷 和弘 E-mail kensyu@fukui-affsc.jp